



市民ネットワーク 議会報告

2014年
千葉市議会第4回定例会
11月28日～12月17日



市議会議員
湯浅 美和子 山田 京子

指定管理議案が6件…いずれも判断に苦しみました

本格的に指定管理者制度が始まって9年。今議会には6つの指定管理者指定議案が出されました。4つが非公募、2つが公募。公募選定の決定打となった項目が、片や経費縮減、片や施設の管理能力でした。合計点で決まる指定管理者の選定方法ですが、配点のバランスはよかつたのかなど判断に苦しみました。結果として議案はすべて採択されましたが、非公募が増えていることから、指定管理者制度の在り方を再検討するべき時期に来ていると考えます。

土気いきいきセンターの指定管理議案に反対

小さな団体にも指定管理のチャンスを

いきいきセンターは、2012年10月に条例改正で、指定管理が非公募となり、すべてのいきいきセンターの指定管理者を社会福祉事業団とする方向性が示されました。私たちは「社会福祉事業団の経営を重視した決定ではないか」「地域のNPOや市民団体がいきいきセンターという地域密着型の施設管理・運営を担う可能性を閉ざすこととなる」として反対し、今回の土気いきいきセンターも同様に反対しました。

小さな団体が手を上げるには多少のハードルがあるとは思いますが、行政側が育成していこうという意思があり、なんらかの後押しがあれば実現できると考えます。しかし、非公募となればそれもできません。

地域包括ケアシステムを作り上げるのが急がれる中、地域福祉を担うことができる市民団体、NPOの育成は自治体の大切な役割ではないでしょうか。



指定管理者制度とは？

地方公共団体が直営または外郭団体に委託していた、「公」の施設管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法改正により創設された制度。千葉市ではコミュニティセンターやスポーツ施設、文化施設などで取り入れられている。

非正規雇用の拡大は官制ワーキングプアを生み出さないか？

公募による指定管理議案のひとつは、緑区平山町にある斎場の管理でした。選定の力ギは施設管理経費縮減の項目において、次期指定管理者がこれまでの管理者を大きく上回ったことです。提案では、非正規雇用の採用や、業務ローテーションによる適正な人員配置のほか、従業員のコスト意識を徹底させるなど経費の削減を図っていくとのことでした。

今、社会の中で、非正規雇用の拡大が問題視されていることを自治体は十分認識しておかなければなりません。指定管理者制度が経費削減を重んじるあまり、非正規雇用の割合を増やし、官制ワーキングプアを生み出すことがあってはならないのです。

従業員にコスト意識の徹底を図り経費削減を図ることのできたので、今回の議案には賛成しましたが、現場にしっかりと足を運び、従業員の待遇のチェックを行い、安心して働ける環境を確保し、市民サービスの向上に結び付けてほしいと要望しました。

全会派一致で採択！

「子宮頸がん予防ワクチンの健康被害救済に関する意見書」

強い痛みやけいれん、記憶障害などに苦しむ子宮頸がんワクチンによる健康被害者を救いたいと、千葉市議会での意見書の提出に取り組みました。千葉市議会では5人以上の賛同議員がいないと議会運営委員会に提案できないため、他会派に意見書の提出を呼びかけ、今議会で全会派の賛成を得て国に提出する運びとなりました。

ワクチン接種の是非についてはいろいろな意見がありますが、被害者救済への思いは皆同じです。(意見書の内容は市民ネットワークのHPをご覧ください)

議会改革 進んだと言えるか???

2013年7月に設置された議会改革推進協議会の報告書がまとまった。議員定数の見直し(54→50)・政策条例の提案・ICTの活用・議会の災害対策や活動の体系化などが実績として挙げられている。

だが、議員定数の削減は改革ではなく、より多くの市民が議会で直接発言する場の確保や、市民意見の聴取という観点から言うと後退以外の何物でもない。

また、議会が必要と認める場合に設置し調査・審査を行う「特別委員会」へ、少数会派の議員でも参加できるよう求める要望書を毎年提出してきたが、それは認められていない。

幹事長会議の議論で、これまで非交渉会派(3人以下)にも認めてきた「代表質問・代表質疑」を認めないことになった。少数意見を重んじてきた千葉市議会の伝統は、何処へ？

本当に起爆剤になったの？ きぼーる 7年の検証

中心市街地活性化の「起爆剤」になると期待された「きぼーる」が建って7年。周辺の人通りはどうでしょうか？
総事業費 432 億円、毎年の経費 10 億円強の大きなハコものが、本当に周辺の活性化と経済効果をもたらしたのか、検証はしたのか問いました。

市が調査したのは千葉駅西口も含む広範囲の中心市街地で、全体として人通りや来店者、売り上げの「減」が下げ止まりとなったことはわかりましたが、きぼーる周辺の活性化の検証にはなっていませんでした。

きぼーる周辺のまちづくりの今後については、千葉駅周辺の活性化グランドデザインの中で検討されます。美術館や千葉神社等と連携し回遊性を高め、文化・歴史を活かしたまちづくりや都心居住等に視点を置くとのことでした。

回遊性といっても、めぐり歩きたいと思うだけの魅力あるお店が集まっていなければ、人通りも増えません。一般市民や若者を巻き込んだ検討がもっと必要ではないでしょうか。



制度改正で要支援の サービスの行方は？

介護保険制度が大きく変わることになり、要支援 1、2 が介護保険から切り離されて、自治体ごとの介護予防・日常生活支援総合事業に段階を追いながら 2017 年度から全面的に移行します。

今、要支援サービスを受けている人や介護事業者からは「いったいどうなるか早く方向性を示してほしい」という不安の声があり、今までのサービスが継続して受けられるのか問いました。

すでに要支援認定を受けている人は、認定更新まではサービスが受けられますが、その後については、検討するとのこと、いまだ準備が整ってません。

地域において生活支援サービスを提供する主体を育成することが急務です。市は社会福祉協議会やシルバー人材センター、老人クラブの充実、介護支援ボランティアの活用をもくろんでいるようですが、それだけでは受け皿が不十分です。これまで NPO や地域の団体の育成に力を入れてこなかったつけがここにきて苦しい状況を招いています。市には 2017 年度からの全面移行に向け、きちんと態勢を整えるよう求めました。

未届け有料老人ホームと 無届けの無料低額宿泊所

～貧困ビジネスを生まないために～

11 月の新聞報道に「制度外ホームで拘束介護」とありました。入居金や敷金もいらず、届け出もない「未届けの有料老人ホーム」での事件です。

2009 年、届け出のない有料老人ホーム「たまゆら（群馬県）」で 10 人が死亡した火災事故を受け、千葉市でも保健福祉局と消防局が合同で調査・指導し、未届けの有料老人ホーム 31 施設を把握、その後届け出があったりし、現在は 16 施設 184 人の入居が確認されています。

また、市内には「無届けの無料低額宿泊所に類する施設」が 25 か所あり、定員 1322 人、内 1028 人が生活保護受給者です。未届け有料老人ホームは、老人が入居し、食事などの生活支援サービスを提供する施設、無料低額宿泊所に類する施設は、2 人以上の生活保護受給者が入居し、食事の提供をしている施設と千葉市では定義しています。

行き場のない高齢者の受け皿とも言えるこういった施設が、私たちの身の回りに増えています。高齢者の生活と尊厳が守られているのか、それを監視する役割が自治体にはあるのです。

中学校給食に ゆとりと品格 (!?) を

複数の中学生保護者から、「給食時間が短い」との声が寄せられました。保護者会で話題になっても、結局「時間は動かせない」と終わってしまったとのこと。

中学校の給食時間は、平均で準備 14 分 食事 15 分 片づけ 7 分。小学校は学校内での調理ですが、中学校は給食センターから食缶に入れて配送されます。この食缶の回収に合わせ、早く食事を終わらせるよう指導する学校もあるようですが、学校側から回収を遅らせてほしい、という希望は特にないとのこと。昼休み時間の確保も必要だし…ということもあるのでしょう。

「食事についての正しい理解、健全な食生活を営む判断力、望ましい食習慣」そして「学校生活を豊かにし、明るい社交性や協同の精神を養う」という、学校給食法が求める目的と現実とのかい離を感じます。もう少し保護者や地域の人々が給食現場に立ち入り、給食の持つ意味を生徒と一緒に考えることができれば、と思いました。

